

令和 5 年度

第 10 回 第二農地部会定例会議事録

令和 6 年 1 月 30 日 (火)

頸城コミュニティプラザ 2 階 202・203 会議室

令和5年度 第10回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和5年1月30日(火) 午後2時  
会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(12名)

11番	笠原 浩一	1番	長井 恒夫	3番	竹原 よし子
5番	橋本 春美	7番	滝沢 記一	8番	小山 一成
10番	五十嵐 隆一	12番	長瀬 一成	17番	高波 澄男
18番	田鹿 敏行	19番	中嶋 琢郎	21番	大島 伸一

(2) 農地利用最適化推進委員(17名)

(安塚区)	和栗 正男				
(浦川原区)	井部 慎一	藤村 鉄也			
(大島区)	高橋 三登一	小山 貞衛			
(牧区)	中川 正道	米川 尚登	秋山 順一		
(柿崎区)	平野 吉徳	佐藤 清			
(大潟区)	細谷 正夫				
(頸城区)	伊巻 幹雄	上原 武			
(吉川区)	常山 哲夫	石野 一久			
(三和区)	福原 弥	高橋 浩一			

2 欠席委員

(1) 農業委員…なし

(2) 農地利用最適化推進委員… 松苗 秀幸(安塚区) 小林 秀喜(柿崎区)

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎 賢恵
浦川原区駐在室	主任	春谷 政男
大島区駐在室	主任	朝倉 一彦
牧区駐在室	室長	小林 精子
柿崎区駐在室	室長	石澤 親久
	主任	上田 良広
大潟区駐在室	班長	新保 和己
頸城区駐在室	主任	閨間 邦明
吉川区駐在室	副主任	江村 秀幸
三和区駐在室	班長	橋立 理
農業委員会事務局	局長	池田 忠之
	副局長	金子 良仁

#### 4 会議に附した事件

##### (1) 議事録署名委員の氏名

12 番 長瀬 一成      17 番 高波 澄男

##### (2) 審議案件

###### ①安塚区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

###### ②浦川原区駐在室管内分

議案なし

###### ③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

###### ④牧区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

###### ⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

###### ⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

###### ⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

###### ⑧吉川区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

###### ⑨三和区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後2時 それでは、これより令和5年度第10回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。  (笠原部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員12名、全員出席であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員17名、欠席推進委員2名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 12番 長瀬 一成 委員、17番 高波 澄男 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆様は、ご起立をお願いします。 18番 田鹿 敏行 委員の発声をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>《<u>安塚区駐在室の議案</u>》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>&lt;<u>議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>&gt; 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>

<p>安塚区 駐在室</p>	<p>安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権の設定 7 件についてご説明いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。</p> <p>1 頁、番号 2101 番から 2 頁、2107 番は、契約期間満了に伴う再設定で、契約期間は、番号 2101 番と 2102 番、2 頁、2106 番と 2107 番は 5 年、1 頁、2103 番から 2 頁、2105 番までは 3 年です。</p> <p>これらの案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>《大島区駐在室の議案》</p> <p>次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>議 長</p>	<p>&lt;議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>大島区 駐在室</p>	<p>大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 4 件をご説明いたします。1 頁、番号 2901 番から 2 頁、2904 番をご覧ください。</p> <p>いずれも契約期間満了に伴う再設定であり、これら 4 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>≪<u>牧区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><u>&lt;報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について&gt;</u></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>牧区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。1頁をご覧ください。</p> <p>番号3301番及び3302番は、合意による解約であり、返還後の利用計画は、3301番は休耕、3302番は受人へ贈与です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第1号 農地法第3条許可申請について&gt;</u></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>2頁をご覧ください。</p> <p>番号3301番は、県外に在住する譲渡人が財産整理のため、これまで貸借権を設定していた譲受人へ贈与により所有権を移転するものです。</p>

	<p>なお、譲受人の状況については、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
秋山委員	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</b></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、4頁、番号3305番及び3306番は、長瀬委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、長瀬委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(長瀬委員退席)</p>
議 長	<p>それでは、長瀬委員に関連する案件について事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」長瀬委員に関連する貸借権設定2件を説明いたします。</p> <p>4頁、番号3305番及び3306番をご覧ください。</p> <p>これまで円滑化団体を介した契約でしたが、期間満了に伴い、新たに相對契約により利用権を設定するものです。</p> <p>なお、終期は長瀬委員の意向により中山間地域直接支払交付金の6期対策に合わせるものです。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、長瀬委員関連の番号 3305 番及び 3306 番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> <p>(長瀬委員復席)</p>
議 長	<p>続きまして、長瀬委員関連以外の案件について事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」長瀬委員関連を除く貸借権設定 4 件を説明いたします。3 頁、番号 3301 番から 4 頁、番号 3304 番をご覧ください。</p> <p>本件は全て契約期間満了に伴う再設定で、契約期間は番号 3302 番は 6 年、3302 番以外の 3 件は 3 年です。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について&gt;</u></p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。</p>



<p>牧 区 駐在室</p>	<p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定 1 件を説明いたします。5 頁、番号 3301 番をご覧ください。</p> <p>番号 3301 番は、これまで相対契約や円滑化団体を介した契約により貸借権を設定していましたが、全て農地中間管理機構を介した契約により貸借権を設定するものです。</p> <p>なお、契約期間は、法人の意向により、農地中間管理機構を介した他の契約と終期を合わせるものです。</p> <p>いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>≪<u>柿崎区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>議 長</p>	<p>&lt;<u>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について</u></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>柿崎区 駐在室</p>	<p>柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1 頁をご覧ください。</p> <p>番号 3701 番は、国有農地を借り受けて畑として耕作をしていた受人が高齢により、耕作が困難となったため、返還するものです。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</u></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 23 件のうち、新規案件のみ説明いたします。</p> <p>2 頁、番号 3701 番から 6 頁、3723 番をご覧ください。</p> <p>番号 3701 番、3703 番、3704 番、3707 番から 3710 番は、円滑化団体を通じて賃貸借契約を結んでいましたが、契約期間満了を迎えるため、相對の契約に切替えるものです。</p> <p>3705 番、3717 番は、労力不足により、自作地を地域の担い手へ貸し付けるものです。</p> <p>これら 23 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>《大潟区駐在室の議案》</p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><u>&lt;報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について&gt;</u></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>

大潟区 駐在室	<p>大潟区駐在室です。よろしくお願ひします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」報告します。</p> <p>1頁、番号4601番と4602番の2件です。</p> <p>2件とも合意による解約であり、4601番は耕作者の要望により、相対契約から中間管理機構を介した契約とするため、一旦解約するものです。4602番は耕作者の規模縮小に伴い、他者へ貸付するため解約するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</u></p>
大潟区 駐在室	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転1件を説明します。</p> <p>2頁、番号4601番をご覧ください。</p> <p>譲渡人の財産整理のため、無償で譲渡するものです。</p> <p>この案件は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、貸借権設定9件について審議いたしますが、3頁、番号4604番は私に関連する案件ですので、議事参与の制限により、議長を田鹿職務代理と交代いたします。</p>
議 長	<p>(議長を田鹿職務代理に交代)</p>
議 長 (職務代理)	<p>それでは、笠原委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、笠原委員は一時退席をお願いいたします。</p>

<p>議 長 (職務代理)</p> <p>大潟区 駐在室</p> <p>議 長 (職務代理)</p> <p>議 長 (職務代理)</p> <p>議 長 (職務代理)</p> <p>議 長 (職務代理)</p> <p>議 長 (職務代理)</p> <p>議 長</p> <p>大潟区 駐在室</p>	<p>(笠原委員退席)</p> <p>それでは、笠原委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」笠原委員に関連する貸借権設定 1 件を説明します。</p> <p>3 頁、番号 4604 番をご覧ください。期間満了に伴う再設定であり、契約期間は 10 年です。本案件は改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等ないようですので、笠原委員関連の番号 4604 番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> <p>(笠原委員復席)</p> <p>議長を笠原部会長に交代いたします。</p> <p>続きまして、私の関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」笠原委員関連以外の貸借権設定 8 件を説明します。</p> <p>3 頁、番号 4602 番と 4603 番は規模縮小に伴う新規設定で、契約期間は 10 年です。4 頁、番号 4605 番から 5 頁、番号 4610 番は、期間満了に伴う再設定であり契約期間は 10 年と 6 年です。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
--	--

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><b>＜頸城区駐在室の議案＞</b></p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><b>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</b></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>1頁、番号5348番から、番号5350番をご覧ください。</p> <p>すべて合意による解約であり、返還後の利用計画は、番号5348、5349番は他者へ売却、番号5350番は他者へ貸付予定です。</p> <p>備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><b>＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞</b></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>

<p>頸城区 駐在室</p>	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。 2頁、番号5301番をご覧ください。 譲渡人の財産処分のため、売買により所有権移転するものです。 譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。  (「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。  (賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>&lt;議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</b> 議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>頸城区 駐在室</p>	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転4件を説明いたします。3頁、番号5301番から4頁、番号5304番をご覧ください。 譲渡人の財産整理のため、譲受人へ売買により所有権を移転するものです。 なお、本案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。  (「ありません」の声あり)</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、貸借権設定 33 件について審議いたしますが、11 頁、番号 5335 番は私に関連する案件ですので、議事参与の制限により、議長を田鹿職務代理と交代いたします。</p> <p>(議長を田鹿職務代理に交代)</p>
<p>議 長 (職務代理)</p>	<p>それでは、笠原委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、笠原委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(笠原委員退席)</p>
<p>議 長 (職務代理)</p>	<p>それでは、笠原委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>頸城区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」笠原委員に関連する貸借権設定 1 件を説明いたします。</p> <p>11 頁、番号 5335 番をご覧ください。</p> <p>本案件は、期間満了に伴う再設定であり、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長 (職務代理)</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長 (職務代理)</p>	<p>特に質問等がないようですので、笠原委員関連の番号 5335 番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長 (職務代理)</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> <p>(笠原委員復席)</p>
<p>議 長 (職務代理)</p>	<p>議長を笠原部会長に交代いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きますして、私の関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。</p>

頸城区 駐在室	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定33件のうち、笠原委員関連の番号5335番を除く32件を説明いたします。</p> <p>5頁、番号5305番から、11頁、番号5337番をご覧ください。</p> <p>5頁、番号5305番から、9頁、番号5324番までは新規設定であり、6頁、番号5311番は、現在利用権を設定している他の筆と終期を合わせるため、表記の期間での設定となりました。9頁、番号5325番から、11頁、番号5337番は、契約期間満了に伴う再設定です。</p> <p>なお、これら32件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;議案第3号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について&gt;</b></p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」説明いたします。</p> <p>12頁をご覧ください。</p> <p>現在、頸城区森本に隣接する青野地区では、基盤整備事業が進んでおり、担い手に農地を集積する目的で、青野地区全体で中間管理事業を活用することになりました。</p> <p>その中で、ほ場の条件が悪く、基盤整備事業が完了するまでは保全管理程度しかできない農地については、地権者と耕作者の双方合意の元、使用貸借契約を結ぶ運びとなりました。具体的な対象農地は、13頁の対象農用地リストのとおりです。</p> <p>なお、この案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>



議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p>≪<u>吉川区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>&lt;<u>議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>&gt;</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>吉川区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 23 件について、説明いたします。</p> <p>議案書は、1 頁、番号 6201 番から 5 頁、番号 6223 番をご覧ください。</p> <p>1 頁、番号 6201 番は、賃貸人の規模縮小に伴い、近隣で耕作する担い手が借り受けるものです。</p> <p>1 頁、番号 6202 番は、農業生産法人の代表者が所有権を取得した農地を、同法人に貸し付けるものです。</p> <p>1 頁、6203 番から 2 頁、番号 6205 番、3 頁、番号 6209 番、6210 番、6213 番、4 頁、6214 番、6216 番、6217 番の 9 件は、円滑化団体を通じて利用権を設定していましたが、契約期間が満了になったことから、新規に相對契約で利用権を設定するものです。</p> <p>その他の 12 件は再設定です。</p> <p>なお、番号 6213 番、6214 番、6216 番の契約期間が 1 年となっているのは、賃料等契約内容を見直すためです。</p> <p>これら 23 件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第2号 上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について&gt;</u></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」説明いたします。</p> <p>6頁をご覧ください。</p> <p>番号6201番は、農地中間管理機構を通じた利用権設定が期間満了となることから再設定するものです。</p> <p>具体的な対象農地は、7頁の対象農用地リストのとおりです。</p> <p>なお、この案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;三和区駐在室の議案&gt;</u></p> <p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u>&lt;議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</u></p>

議 長	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 2 件を審議いたしますが、1 頁、番号 8601 番の 1 件は、竹原委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、竹原委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(竹原委員退席)</p>
<p>議 長</p> <p>三和区 駐在室</p>	<p>それでは、竹原委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 2 件のうち、竹原委員関連の番号 8601 番の 1 件を説明いたします。</p> <p>議案書は 1 頁をご覧ください。</p> <p>この案件は、地主から耕作者に所有権を移転するものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、竹原委員関連の番号 8601 番の 1 件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> <p>(竹原委員復席)</p>
<p>議 長</p> <p>三和区 駐在室</p>	<p>続きまして、竹原委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 2 件のうち、竹原委員関連の番号 8601 番の 1 件を除く 1 件を説明いたします。</p> <p>議案書は 1 頁をご覧ください。</p> <p>この案件は、地主から耕作者に所有権を移転するものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長  三和区 駐在室	<p>続きまして、貸借権設定7件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定7件を説明いたします。議案書は2頁及び3頁をご覧ください。</p> <p>番号8603番を除き全て再設定です。</p> <p>番号8603番は、これまで農作業受委託で行っていた耕作について、新たに農業経営基盤強化促進法により貸借権を設定するものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>以上で、用意された議案の審議は終了しました。</p> <p>【7. その他】</p>
笠原部会長	<p>事務局、または委員の皆さん、何かありますか。</p>
笠原部会長	<p>何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。</p> <p>長時間のご審議、ご苦勞様でした。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>笠原部会長、ありがとうございました。</p>

<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p><b>【8. 部会長職務代理あいさつ】</b> 閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。  (田鹿職務代理あいさつ)</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p><b>【9. 閉会】</b> 以上をもちまして、令和5年度第10回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。  午後2時48分終了  (農地部会終了後、地区会議開催)</p>